

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和5年度第3回相模原市地域福祉推進協議会部会		
事務局 (担当課)		健康福祉局地域包括ケア推進部地域包括ケア推進課 電話 042-769-9222 (直通)		
開催日時		令和5年9月15日(金)午後3時30分～4時30分		
出席者	委員	4人(別紙のとおり)		
	その他	1人(相模原市社会福祉協議会職員)		
	事務局	地域包括ケア推進課長、在宅医療・介護連携支援センター所長、 高齢・障害者福祉課長、生活福祉課長ほか6名		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部 不可の場合は、 その理由				
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1)市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について (2)市再犯防止推進計画(素案)について 4 閉 会		

審 議 経 過

内容は次のとおり。

1 開 会

2 あいさつ

高齢・障害者福祉課長、生活福祉課長よりあいさつを行った。

3 議 題

(1)市成年後見制度利用促進基本計画(素案)について

【事務局】資料 1 により説明

(安永委員) 重点的な取組で任意後見制度の積極的な活用とあり、リーフレットやポスター等を用いた周知啓発や関係機関等の連携のもと、適切な時期に後見監督人の選任がなされると書いてある。これが専門家でないといわかりにくく、知らない人が読むと、任意後見監督人が適切な時機に選任される、そういうタイミングがあるのかと読めてしまう。任意後見人や任意後見監督人が唐突に出てくるというのは、少し難しいと思われるため、任意後見人として活動ができるようになるための要件を記載する必要がある。

次に、中核機関の概要というところで、受任調整会議についても記載をしてほしい。士業の中から、どのような後見人がふさわしいか選任することも、中核機関として重要な役割だと思う。

次に、担い手の確保について、担い手が足りない、それを、どうにかしなければいけないというところを書く必要がある。どうやって親族後見人、市民後見人を増やしていくのかということを書く必要がある。特に親族後見人の育成については、国の動向で中核機関等による親族後見人の支援の実施が盛り込まれているので、親族後見人の育成について、中核機関がフォローアップしていくというところまで入れておく必要がある。

(渋谷委員) 成果指標について、具体的に成年後見制度の利用者を増やす施策としては理解促進をすること、あと中核機関については、中核機関のコーディネーターのところまで上がってくる案件は、そこまで今多くはない。多分、国は裁判所とかに一任するというのを全部中核機関に任せたいのが本来かなと思うが、やっぱり現実的ではない。具体的に施策のところ、その成果は、利用が増えるということだと思う。個人的に思っているのが、市長申し立ての要件のところが大分厳しいと思う。

市長申し立てに係る金融機関への問い合わせや親族への照会や調査等の事務をもう少し簡素化していいと思っている。市長申し立ては、期間が少し長いというところと、作業の分量が多すぎるので、担当の方がつなげるところもそんなに増えない。もう少し要件を満たせば良いような形で、条件を、これとこれができれば大丈夫のように決めていく。担当者ごとに多少どこまでやるか、ばらつきがある。裁量権があると言ったら、良い話でもあるが、後見人をつけなければいけない案件に対して、時間が少しかかり過ぎているというようなところがあり、スピーディーさに欠けるかなとは思っているので、急ぎの案件であれば、最低限、この要件を満たしていれば、市長申し立てができるというようなことになれば、増えてくると思う。本来、市長申し立てができる原則は、本人とか親族4親等内がいるというのが、原理原則にあるので、イレギュラーな対応ではあるが、昨今、独居の老人の方もそうだが、親族と疎遠の人が多。生活保護受給の方は、大体が疎遠で、市長申し立てがのほとんどがそういったケースであることから、市長申し立ての手続きを簡素化できると良いと思う。具体的に成果指標として、利用者を増やすっていうところになってくると、そういうところをやっていく必要がある。啓発は一年やったから急に増えるということは考えられないので、あくまで保護すべき人が保護されている状態が理想である。利用者を増やすという観点からすると、市長申し立てのところもそうですし、中核機関のところで月に1件、2件しかまだ上がってきていないので、もう少し利用者が増えていくと良い。もっと相談をしていただけるといような形にしていくには、窓口については、成年後見・あんしんセンターが中核機関だが、どこにあるのかっていうところの周知が必要。また、あんしんセンターは、中核機関であり、市社会福祉協議会でもある。一つの母体に対して呼び名が何個もあるっていうのもちょっと混乱を招くかなと思う。分かりやすくしていく必要がある。

(小野部会長) 認知症高齢者や判断能力が不十分と思われる方の早期発見の仕組みはどうやっているのか。高齢者保健福祉計画などで記載しているのか。

【事務局】 認知症の早期発見、早期の気づき、早期対応について、高齢者保健福祉計画の認知症施策に位置付けている。

(小野部会長) 例えば、金融機関や商店、そういったところとの協力体制などは盛り込まれているのか。

【事務局】 国から認知症サポーターの活動の部分と、地域づくりというようところが示されている。その地域づくりのところに、商店や金融機関の協力などを盛り込んでいる。

(小野部会長) 成果指標の利用者数に密接に絡んでくる。関連付けていく必要があると思う。

担い手について、法人後見をしてくれるところが現れないため、せめてそれを誘導するような施策、働きかけを盛り込む必要がある。将来的に担い手不足は大きな課題になると思う。その体制づくりをどうするかを担い手の確保、育成のところにはっきりと盛り込んだ方がよい。川崎市のあるしんセンターの審査判定部会に出席したが、日常生活自立支援事業から成年後見に移行するという事例があったが、家庭裁判所まであがって、それを市長申し立てとした。後見の担い手は、NPO法人で、弁護士、司法書士、行政書士等の人たちが作った組織で法人後見を引き受けている。そういうのも出てきているので、そういう働きかけや誘導施策が必要。法人後見の働きかけは、市内の社会福祉法人を取りまとめているところもある市社会福祉協議会と協力しながら、やっていくことがよい。社会福祉法人は単独では法人後見を行うことは難しいが、やり方はある。社会福祉法人が二つ三つ、共同してNPO法人立ち上げるような例があるので、法人の連絡協議会とか、そういうところに投げかけるとか、そういう働きかけを具体的にしていかないと、間に合わないと思う。

【事務局】 ご意見を踏まえ、新しく法人を立ち上げるなど、協力をいただけるような働きかけを計画に記載することを検討する。

(安永委員) 日常生活自立支援事業の説明について、判断能力が十分でない方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づきと記載があるが、法定後見制度と、どう違うのかと混乱する人もいると思う。要は保佐、補助レベルとかなになると、契約続行はできない。だから、そこまでは至らない人たちが利用できるものであるというところを明記しておかれた方がよいと思う。

(清水委員)、親族で後見人にもなれる、手続きを行って、単なる家族というだけではなく、親族が後見人をできるということを周知した方がよい。自分が分からないことだらけということではなく、専門家の協力を得てできるということを周知する必要がある。

【事務局】 親族後見人への支援については、担い手の確保育成というところで、取組を進めていきたい。また、成年後見の関係の協議会で、親族後見人の支援のあり方について検討事項として挙げていければと考えている。

(2) 市再犯防止推進計画(素案)について

【事務局】 資料2-1、2-2により説明

(安永委員) 入口支援の重要性は分かる。だが、私たちからすると、被疑者被告人の段階ってというのは、無罪の推定が働いているので、そこは困難でもあると思う。この書きぶりだと、被疑者被告人の段階で、有罪、再犯する人たちという前提で、対象として読めるところもある。被疑者被告人の段階はナイーブな話があるっていうところは念頭に置いた方がいいのかなと思う。

13 ページにオープンハウス型意見聴取という表記があるが、簡単に注釈として街頭でパネルな形で意見を聴取したというようなものを記載した方が良い。

【事務局】 入口支援については、無罪推計というのが大原則である。しかしながら、検察庁から入口支援の取組を盛り込むよう話があり、記載している。検察庁にも確認して、書きぶりを調整したい。実際は、入口支援は出口支援と同じような形で、福祉的な支援を求めている方とか、住居がないとか、どこにも行く場所がないというような方に対して、検察庁で、社会福祉士が受け入れ先の調整などを行っている。

オープンハウス型の意見聴取については、本編の11 ページに説明を記載している。

(安永委員) 検察庁としてはそう思うと思うが、弁護士としては、そこには是非、留意をしてほしい。

(小野部会長) 入口支援、出口支援など、言葉を使わずに表現ができないのか。工夫してもいいのではないか。

【事務局】 関係部署を含めて、調整する。

(清水委員) 保護司だが、入口支援や出口支援など、言葉と内容が本当に難しい。出口支援や入口支援という言葉は、抵抗がある言葉だと思っている。出口支援ではない仮釈放だと保護司が関わる。保護司が関わると再犯率が低い。今後、使われていく言葉としたら、表現をどうにかしないと分かりにくいと思う。単純に入口と出口というような取り方になってしまうので、そこを考えてほしい。

【事務局】 法務省や保護観察所などにも相談し、市民に分かりやすい形で示していきたい。

(小野部会長) 出所後の生活について、生活困窮者自立支援の方で支援をしていくと思うが、そうした中で協力雇用主の対応など、生活困窮者自立支援でやるのか、再犯防止の体制でやっていくのか。何にも言わずに、生活困窮者の方で雇用する場合とちょっと違うかなと思う。犯罪者という点ですぐに解雇されてしまうこともあると思う。再犯防止の協力雇用主の体制を手厚くした体制をとれないか。

【事務局】 経済団体や企業団体に協力雇用主の制度があるというような周知をあまりやってきていないので、その点を充実する。また、求人票を受け付けているハローワークにつなげていくなどの活動はできると思う。マッチングについては、保護観察がついている方に、保護観察所の事業に需給の安定を行っている団体がある。県のレベルではやっているが、市のレベルでどこまでできるのか、今後検討していく。

(小野部会長) 計画書にそういった部分の検討ということ盛り込んでいったらどうか。担当者が分かっているけども、人事異動で人が代わるとそこが抜けてしまう可能性がある。

【事務局】 22 ページの民間協力者の方や国の機関等への支援及び活動の推進のところに入ってくる事項だと思うが、現実的にどこまでできるかというところを踏まえて、検討する。

(安永委員) 被疑者被告人の段階で、この入口支援、本人が有罪だって認めている場合、情状とかで一番やっているのは弁護士だと思う。弁護士が弁護活動として環境調整を行うというのも入れていただきたい。弁護士会としては、それは他の注釈を見ても、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関と連携して、福祉サービス等に橋渡しをする取り組みのことを言いますっていうふうに書いてあるので、検察庁より私たちの方がやっているっていうふうに言いたいので、ぜひそのところをご留意いただきたい。

(清水委員) 指標2の保護司の定員の充足率について、保護司は本当に減っている。令和10年になったら、このままの状態だったら半分ぐらいになってしまうという状況。先日、観察所で代表者会議というのがあり、保護司をどういうふうに確保しようかということやら、いろいろ話し合いがあったが、実は定年制が厳しい。定年が75歳で、特任で78歳までとなっている。民生委員の方が若干緩い。今は社会の定年が60歳だったのが、65歳になり、70ぐらいまで働きますよっていう人が多いので、保護司に

なっているいろいろな活動していくのが、非常に難しい。この辺、ここに直接関係ないが、ぜひ市役所の方、いろんな方、それから民間の方も、保護司に推薦してほしい。仮釈放の人たちの対応、私も5年間やった人もいますので、そういうことでやっている、なかなか難しいかなど。5年もいると私も、80歳になってしまう。もう終わりで、そういう方は受けられなくなっちゃうなど、そういうふうな方もいるので、これから保護司の定員充足率を上げるために、いろいろな力を貸していただきたいなど思っている。

協力雇用主について、相模原は数が結構多い。中央区だけでも40社くらいある。手続きをとってやれば、協力金が支払われる。流れを知っていないともったいない。協力雇用主も、いろんな職種になって欲しい。今は、土木関係が多い。次に飲食関係。皆さんがやりたいような職業っていうのは少ないというか、犯罪をした人もいろんな部分あり、いろいろな職業の選択ができたほうがよい。経営者の集まりとかそういうところでお話していただいて、いろいろな職種があれば、犯罪をした人も多様なわけなので、市も動いて頂ければと思う。

【事務局】 検討する。

(安永委員) 成果指標1の再犯者率というのは、ざっくりとした感じで、やむを得ないとは思いますが、できるなら重犯罪と軽犯罪、薬物犯、高齢者をある程度分けて把握をした方がよい。ここに書くかどうかは別にして、再犯率がざっくり減ったのではなく、例えば、重大犯罪が減ったなど一つ一つちょっと細かく見られるような感じにした方がよいと思う。働きかけたところに、レスポンスがちゃんとあるのかっていうその、見返りになる成果指標とちょっと離れて、結果検証になるのかもしれないが、念頭に置かれた方がいいのかなと思う。

【事務局】 細かく見ると件数が少ない。母数が少ないので、率が乱高下する可能性があるため、総数としている。

○その他

(事務局) 部会については、今回で最終となる。これまでの議論をもとに修正し、第4回地域福祉推進協議会に素案として報告する。

4 閉 会

以上

相模原市社会福祉審議会高齢者福祉等専門分科会 委員名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	小野 敏明	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 田園調布学園大学名誉教授	部会長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見リーガル・サポート 神奈川県支部		出席
3	清水 洋子	相模原市保護司会協議会		出席
4	原 裕子	相模原市歯科医師会		欠席
5	森下 美香	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		欠席
6	安永 佳代	神奈川県弁護士会		出席